犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高齢者世帯の住宅の防犯対策に必要な経費を補助することにより、県民の防犯意識の 醸成及び安心で安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 高齢者世帯

60歳以上の者が居住する世帯

(2) カメラ付きドアホン

犯罪の防止を目的として、室内から玄関の来訪者を確認できるモニター機能及びモニター映像の録画機能を備えたものをいう。

(3) 防犯カメラ

犯罪の防止を目的として、固定して設置される映像撮影装置、録画装置、その他関連機器で構成されるものであって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 設置場所が住宅の敷地内でかつ屋外であること。

イ 撮影範囲が住宅の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。ただし、 やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の所有者又は使用者に説明を行い、事前に同意を得ていること。

ウ 夜間の撮影が可能な機器であること。

(4) センサーライト

犯罪の防止を目的として、屋外に固定して設置するもので、人や動物などの熱や動き等を感知して自動的に一定時間ライトを照射する機能を備えたものをいう。

設置に際しては、近隣住民や周囲への配慮を行うこと。

(補助金の交付)

- 第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。) を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業の実施に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。) の額(千円未満の端数は切り捨てる。)と、同表第4欄に定める額のいずれか低い額とする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)と併せて、補助事業の完了の日から30日を経過する日と令和7年3月26日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書(同条第1号及び第2号の書類を含む。)及び規則第17条第1項の報告書(同条第2項の書類を含む。)は、様式第1号によるものとし、様式第1号で定める書類を添付するものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請及び実績報告を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は様式第2号によるものとする。
- 3 交付決定後、規則等に定める補助事業者の行うべき義務を履行しなかった場合、知事は交付決定を取り 消すことができる。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年12月24日から施行する。

別表 (第4条関係)

2	3	4
補助対象者	補助対象経費	補助上限額
鳥取県内に居住する 60 歳以上の者又	(1)から(3)の防犯機器の購	1世帯当たり
はその同一世帯員	入・設置に要する経費	15,000 円
とだし、以下に該当しないこと。	(1) カメラ付きドアホン	
・暴力団(暴力団員による不当な行為	(2)防犯カメラ	
の防止等に関する法律 (平成3年法	(3) センサーライト	
律第77号。)第2条第2号に規定す	ただし、令和7年1月7日以降に	
る暴力団をいう。以下同じ。)、暴力	購入・設置を行った機器に係る経	
団員及び暴力団等の利益につなが	費とする。	
る活動を行い、又は暴力団等と密接	※消費税及び地方消費税を含む	
な関係を有する者	※合計額について、千円未満を切	
	り捨てる	
	※他の補助金の対象となった機	
	器に係る経費を除く。	
J ₹	補助対象者 ・取県内に居住する 60 歳以上の者又 こその同一世帯員 ごだし、以下に該当しないこと。 暴力団 (暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律 (平成3年法 律第77号。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力 団員及び暴力団等の利益につなが る活動を行い、又は暴力団等と密接	補助対象者 補助対象経費 (1)から(3)の防犯機器の購 その同一世帯員

【注意事項】

本補助金の申請は、1世帯につき1回限りとし、紛失・破損・盗難等による再購入は補助対象としない。 補助対象経費については、振込手数料、商品配送料を除く。また、代金の支払方法が仮想通貨、クーポン 及び各種ポイントによる支払いをしたものを除く。 鳥取県知事 様

(申請者) 郵便番号 住 所

氏 名

電話番号

犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条及び第1

7条	の規定により、下記のとおり申記	清及び実績執	B告します。					
	申請者は、 □60 歳以上の者です。		□60	□60 歳以上の者と同一世帯員です。				
1	交付申請額(実績報告額)							
	算定基準額 (購入経費の合計額①)	円(千円未満切り捨て)						
	交付申請額 (購入経費の合計額①と 15,000 円の いずれか低い額)		円					
	添付書類	・誓約書兼同意書(様式第3号) ・申請書類事前確認書(様式第4号) ・購入実績(購入品名・購入量・購入日)及び購入代金を支払 あることが確認できる書類(納品書、請求書、領収書等の写 ・金融機関・支店名、口座種別、口座番号及び口座名義が記載 ている部分の通帳等写し)写し)		
2	2 補助事業内容							
	建物の所有区分	□ 持家	□ 借家	□ その他	()
	購入機器	購力	金額(税込	み)	購	入年	 月日	
	□カメラ付きドアホン			円		年	月	日
	□防犯カメラ			円		年	月	日
	□センサーライト			円		年	月	日
	購入経費の合計額① (※千円未満切り捨て)			円				
3	域助交振3.4. (由誌老木 / 夕美/	カロ広を指令	コーナノだち	2.5.)				

3 補助金振込先(申請者本人名義の口座を指定してくたさい。)

金融機関名	銀 行 金 庫 農業協同組合	支店名		支 店 支 所 出張所	店番		
口座種別	普通・当座・別段	口应	医番号				
フリガナ							
口座名義							

- 4 他の補助金の活用
- (1)活用の有無 (有・無)

※必要事項を記載するほか、チェック欄にチェックマーク☑を記載してください。

年 月 日

様

鳥取県知事

犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書

年 月 日付けの申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

(担当・連絡先)

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金
- 円
- (2) 交付決定額 金
- 円

3 本補助金の額の確定

本補助金の確定額は、前記2の(2)の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

誓約書兼同意書

鳥取県知事 様

犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書の提出にあたり、下記のとおり誓約及び同意します。

記

誓約・同意事項欄	- + 100
言心。问总争从愧	チェック欄
防犯機器の購入・設置について同居人からの同意を得ています。	
購入した防犯機器は、申請者又は同一世帯員の60歳以上の者が使用し、転売・譲渡等 を目的としていません。	
鳥取県から、本補助金に関し報告・調査の求めがあった場合は、これに応じます。	
暴力団、鳥取県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有する者ではありません。	
補助金交付後、補助要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。	
今回申請する防犯機器は、要綱で示している防犯機器の要件を満たしています。	
<賃貸物件に設置する場合> 防犯機器の設置について、所有者又は管理者に同意を得ています。	
60歳以上の者と同一世帯員です。 (60歳以上の者の生年月日及び氏名を記入してください。) 生年月日 年 月 日 氏名	
下、防犯カメラ設置の場合】	
設置場所は、申請者が居住する住宅の敷地内です。	
撮影範囲は申請者が居住する住宅の敷地内です。やむを得ず撮影範囲に敷地外が入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の使用者に事前説明を行い、同意を得ています。	
令和 年 月 日 申請者 生年月日 年 月 日 (申請者が60歳以上の場合のみ記載) 住所 氏名 (自署)	
	購入した防犯機器は、申請者又は同一世帯員の60歳以上の者が使用し、転売・譲渡等を目的としていません。 今回申請する防犯機器について、他の補助金の交付は受けていません。 鳥取県から、本補助金に関し報告・調査の求めがあった場合は、これに応じます。 暴力団、鳥取県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有する者ではありません。補助金交付後、補助要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。 今回申請する防犯機器は、要綱で示している防犯機器の要件を満たしています。 <賃貸物件に設置する場合> 防犯機器の設置について、所有者又は管理者に同意を得ています。 請者が60歳以上の者と同一世帯員である場合】 60歳以上の者と同一世帯員です。 (60歳以上の者と同一世帯員です。 (60歳以上の者と同一世帯員です。) 第2年月日 年 月 日 氏名 下、防犯カメラ設置の場合】 設置場所は、申請者が居住する住宅の敷地内です。やむを得ず撮影範囲に敷地外が入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の使用者に事前説明を行い、同意を得ています。

※「犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書」(様式第1号)と併せて提出してください。 (チェック欄にチェックマーク☑を記載してください。)

申請書類 事前確認書 (チェックシート)

由	請者氏	名
т		

チェック欄	提出書類
	犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号)
	誓約書兼同意書(様式第3号)
	令和7年1月7日以降に購入した機器(設置含む)の購入実績(購入品名・購入量・購入日)及び代金支払済であることが確認できる書類(納品書、請求書、領収書等の写し)
	振込先口座の写し (通帳・キャッシュカードの写し、WEB 通帳のコピー等、申請者と同一名義のもの)

※申請前にご確認いただき、「犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書」(様式 第1号)と併せてご提出ください。(チェック欄にチェックマーク☑の記載をお願いします。)